

## 対策の方向性（事務局案）

「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）

7.（3）労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化 【抜粋】

過重な長時間労働やメンタル不調などにより過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、企業における労働者の健康管理を強化する。

① 長時間労働者等への就業上の措置に対する産業医によるフォローアップが確実に行われるための方策

【例】就業上の措置内容の産業医による適切な把握

⇒ 長時間労働者等への就業上の措置に対する産業医によるフォローアップが確実に行われるために、事業者が就業上の措置※を行った場合、その内容（行わなかった場合は行わなかった旨とその理由）を産業医に情報提供することとしてはどうか。

※就業上の措置：労働安全衛生法第 66 条の 5 第 1 項（定期健康診断後の就業上の措置）、第 66 条の 8 第 5 項（長時間労働者の面接指導後の就業上の措置）、第 66 条の 10 第 6 項（心理的な負担の程度を把握するための検査を行った者の面接指導後の就業上の措置）に規定される措置

【例】就業上の措置内容を踏まえ、さらなる対応が必要な場合、産業医がその実施を求めることができる仕組み（産業医による勧告）の強化

⇒ 就業上の措置内容を踏まえたさらなる対応など労働者の健康管理等は、産業医と事業者及び労働者との間の十分なコミュニケーションのもとで進められることが重要である。

その上で、産業医が勧告を行う場合にあっては、事前にその内容について事業者から意見を求めることとするとともに、産業医から勧告を受けた事業者は、その内容を衛生委員会に報告等することとしてはどうか。

② 面接指導や健康診断の結果など、労働者の健康情報が適正に取り扱われ、労働者が安心して相談できるための方策

【例】健康情報の企業内での取扱いの明確化、適正化の推進

⇒ 労働者の健康と安全を確保するために必要な健康情報は、事業者が取得する必要があるが、健康情報には、労働者にとって機微な情報も含まれ、雇用管理における不利益な取扱いにつながらないよう、慎重な取扱いが必要である。事業者は、労働者の健康状況に関する情報の

適正な取扱いのための必要な措置を講じることとし、雇用管理に必要な健康情報の範囲は、労働者の業務内容等によって異なることから、その具体的な取扱いを労使の話し合いにより定めることとしてはどうか。

⇒ 国は、事業場において労働者の健康状況に関する情報の適正な取扱いが図られるよう、必要な事項の指針を公表することとしてはどうか。

③ 労働者が事業者を経由せず直接産業医等に相談できるための方策

【例】労働者が産業医・産業保健スタッフに直接健康相談ができる環境整備や、その仕組みの労働者への周知

⇒ 事業者は、労働者が人事権を有する者に知られることなく、産業医や産業保健スタッフに対し、健康相談を安心して受けることができるよう必要な体制の整備に努めることとしてはどうか。

⇒ 産業医等への健康相談の利用方法を周知するほか、産業医の役割、事業場における健康情報の取扱方法について、労働者に周知することとしてはどうか。

「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）

7. (3) 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化 【抜粋】

産業医の独立性や中立性を高めるなど産業医の在り方を見直し、産業医等が医学専門的な立場から働く方一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備する。

④ 産業医の独立性、中立性を強化するための方策

【例】産業医が企業内で産業医学の専門的立場から、独立して職務を行いやすい仕組み

⇒ 産業医は、産業医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならないことを法令に明示してはどうか。

⇒ 産業医は、適切に産業医学に関する知識に基づき職務を行うことができるよう、産業医学に関する知識の維持向上に努めなければならないこととしてはどうか。

⇒ 事業者による産業医の任免の判断の合理性を確保するための対応として、産業医が離任した場合には、その旨及びその理由を衛生委員会に報告することとしてはどうか。

【例】産業医がより効果的に活動するために必要な情報が提供される仕組み

⇒ 事業者は、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供することとしてはどうか。

なお、労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報には、労働安全衛生規則の改正（平成 29 年 3 月 29 日公布、同年 6 月 1 日施行予定）で義務づけられた「休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときのその労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報」等が含まれる。

**【例】産業医が衛生委員会に積極的に提案できることその他産業医の権限の明確化**

- ⇒ 衛生委員会の委員である産業医が労働者の健康管理の観点から必要な調査審議を求めることができることとしてはどうか。
- ⇒ 産業医のより一層効果的な活動を行いやすい環境の整備の観点から、産業医への権限の付与についてより明確化してはどうか。
- ⇒ 産業医の意見、勧告、衛生委員会の意見の内容及び事業者の措置内容についての記録をさせ、保存することとしてはどうか。